

# 定期監査の結果に基づく措置事項

平成26監査年度 第2回

(平成27年4月～平成27年7月執行分)

佐賀県監査委員

# 目 次

<b>1 重要な指摘事項に係る措置事項</b> .....	<b>1</b>
農林水産商工本部 .....	1
経営支援本部 .....	1
教育委員会所管の各課 .....	2
<b>2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項</b> .....	<b>3</b>
統括本部 各課・現地機関 .....	3
くらし環境本部 各課 .....	4
文化・スポーツ部 各課 .....	5
健康福祉本部 各課 .....	6
農林水産商工本部 各課・現地機関 .....	9
国際・観光部 各課 .....	14
生産振興部 各課 .....	15
県土づくり本部 各課 .....	17
交通政策部 各課 .....	19
経営支援本部 各課・現地機関 .....	20
出納局 各課 .....	22
教育委員会所管の各課 .....	23
公安委員会所管の警察本部 .....	25
その他の委員会等所管の事務局 .....	25

平成 27 年 9 月 2 日付けで公表した定期監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により佐賀県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 27 年 12 月 21 日

佐賀県監査委員	池 田 巧
同	森 田 信 彦
同	三 竿 博 史
同	木 原 奉 文



# 1 重要な指摘事項に係る措置事項

## 【農林水産商工本部 各課】

監査対象機関名	流通課
監査執行年月日	平成27年 7月 7日
(監査の結果)	(措置の内容)
<p>① 補償費の積算で適正でないものがあった。</p> <p>唐津港県営4号水産上屋(まき網市場)改修に係る2階の事務所、倉庫の解体撤去に伴う補償で、解体工事は県が行うため解体費を計上していないにもかかわらず、解体に伴う発生材価額を控除したことにより過少積算となっていた。</p> <p>事務所に係る分           150,450 円 倉庫に係る分           1,176,525 円 計                           1,326,975 円</p>	<p>指摘後、被補償者に対し、説明を行い、補償費の不足分及び遅延利息の支払いを行った。</p> <p>また、今後同様な誤りがないよう、十分な注意をもって業務にあたるとともに、より専門的知識を持つ関係他部署へ確認を依頼するなど、組織として適切なマネジメントに努める。</p>

## 【経営支援本部 現地機関】

監査対象機関名	武雄県税事務所
監査執行年月日	平成27年 6月26日
(監査の結果)	(措置の内容)
<p>④ 歳入歳出外現金の払出で適正でないものがあった。</p> <p>歳入歳出外現金として受入れていた地方法人特別税の、納付額確定に伴う納税者への還付金を、誤って歳入歳出外現金からではなく一般会計から支出していた。</p> <p>また、是正のための歳入歳出外現金から一般会計への公金振替が遅延していた。</p> <p>一般会計からの還付金支払日 平成25年8月29日 還付金支払額           17,376,108 円</p>	<p>事務監査後、速やかに当該公金を歳入歳出外現金から一般会計への振替を行った。</p> <p>今後は、所内での情報連携を密にするともに、会計処理における審査体制を強化することで、適正な事務処理に努める。</p>

歳入歳出外現金の払出未了を確認した日 平成 26 年 6 月 18 日 歳入歳出外現金から一般会計への公金振替日 平成 27 年 5 月 28 日
--

【教育委員会所管の各課】

監査対象機関名	学 校 教 育 課 ( 保 健 体 育 室 ) ( 人 権 ・ 同 和 教 育 室 )
監査執行年月日	平成 27 年 6 月 19 日
(監査の結果)  ① 歳出予算の流用手続きで、適正でないものがあつた。 予算に定めていない経費について、歳出予算の各項の間において相互に流用していた。	(措置の内容)  指摘後、速やかに再発防止策を定め、予算執行に係る事務処理体制を再構築するなどの取組を実施した。 今後は、適正な事務処理に努める。
流用元 款 10 教育費 項 01 教育総務費 目 04 教育連絡調整費 節 09 旅費 細節 01 費用弁償 (スクールカウンセラー等配置事業費)	
流用先 款 10 教育費 項 03 中学校費 目 01 教職員費 (中学校) 節 09 旅費 細節 01 費用弁償 (不登校対策推進校支援事業費)	
流用額 100,000 円 流用年月日 平成 27 年 1 月 22 日	

## 2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

### 【統括本部 各課・現地機関】

監査対象機関名	消 防 防 災 課
監査執行年月日	平成27年 7月14日
(監査の結果) ① 検査完了後の支出が遅延しているものがあつた。	(措置の内容) 今後は、佐賀県財務規則を遵守するとともに、遅延とならないよう、課内職員に周知徹底し、適切な事務処理に努める。

監査対象機関名	消 防 学 校
監査執行年月日	平成27年 6月 2日
(監査の結果) ① 備品の活用又は処分について、検討を要するものがあつた	(措置の内容) 今年度内にすべての物品の使用状況等の見直しを行い、必要のないもの、活用しないものについては処分する。

【くらし環境本部 各課】

監査対象機関名	人権・同和対策課
監査執行年月日	平成27年 6月16日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。(貸付金元利収入)	主債務者である組合が消滅したため、連帯保証人へ徴求等を行うことにより、債権回収に努める。
② 支出負担行為で、遅延しているものがあった	支出負担行為遅延について、今後、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	こども未来課
監査執行年月日	平成27年 6月29日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 補助金の交付決定で遅延しているものがあった。	今後は、国との調整を行いながら速やかに交付決定を行い、適正な事務処理に努める。
② 補助金の年度繰越に伴う実績報告書の提出を受けていないものがあった。	補助金交付要綱を平成27年9月3日付で改正し、年度繰越に伴う実績報告書の提出に関する規定を追加した。今後は当規定に基づき、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	くらしの安全安心課
監査執行年月日	平成27年 6月 8日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 証紙収入の報告で、誤っているものがあった。	今後は、このようなことがないように、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	循環型社会推進課
監査執行年月日	平成27年 6月22日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 補助金の支出で、遅延しているものがあった。	事務手続きの進捗管理を徹底することにより、適正な補助金の支出に努める。



【文化・スポーツ部 各課】

監 査 対 象 機 関 名	ス ポ ー ツ 課
監 査 執 行 年 月 日	平成27年 6月22日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 契約書に貼付する収入印紙で税額を誤っているもの、また、契約保証金の記載について適正でないものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は、同様の事例が発生しないよう、佐賀県財務規則を遵守するとともに適正な事務処理に努める。</p>

【健康福祉本部 各課】

監査対象機関名	地域福祉課
監査執行年月日	平成27年 7月 2日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 契約書で、収入印紙が貼付されていないものがあつた。	指摘後、速やかに相手方へ収入印紙の貼付が必要である旨説明を行い、印紙を貼付した。 次回契約更新時には収入印紙の貼付漏れがないよう、今回報告書に記載された内容及び印紙税額一覧表を簿冊の該当箇所に添付し、注意書きを加えた。
② 補助金で、変更承認申請書の提出を受けていないもの、また、額の確定で遅延しているものがあつた。	今後事業者に対し、補助金の変更承認申請の徹底など、補助金交付要綱の遵守を指導するとともに、当課においても事務処理の進捗管理、迅速化を徹底した。

監査対象機関名	母子保健福祉課
監査執行年月日	平成27年 6月26日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 土地の貸付に係る調定で、遅延しているものがあつた。	貸付等調定において遅延がないよう、今後、適切な事務執行に努める。

監査対象機関名	長寿社会課
監査執行年月日	平成27年 6月29日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 財産台帳（土地・建物）で、面積の記載誤りがあるものや金額の記載がないものがあつた。	土地の面積の記載誤り（登記面積と異なっていた。）については、登記面積と一致させた。 土地・建物で金額の記載がないものについては、取得時期が古く取得価格を確認できないため、現時点における価格を算出し、記載した。

監査対象機関名	障害福祉課 (就労支援室)
監査執行年月日	平成27年 7月 2日
① 収入未済があった。(心身障害者扶養共済保険料負担金、心身障害者扶養共済制度年金過払返納金)	関係市町の協力も得ながら、書面、電話及び訪問等による督促を強化し、状況に応じて分納誓約を行うなどして、収入未済の解消に努める。
② 債権整理簿を作成していないものがあった。	指摘後、速やかに債権整理簿を作成した。 今後は、このようなことがないように、適切な事務処理に努める。
③ 袋とじをしている契約書で、契約者(所属長)の割印がないものがあった。	指摘後、速やかに契約書に所属長印を割印した。 今後は、このようなことが生じないように適切な事務処理に努める。
④ 単価契約と誤認し、支出負担行為の入力が遅延しているものがあった。	契約事務に際して適切な事務処理に努める。
⑤ 公用車に損害を与えているものがあった。(2件、うち1件は交通事故)	再発防止のため、課員に対し注意喚起を行った。
⑥ 契約保証金の還付手続きで適正でないものがあった	今後は、このようなことが生じないように適切な事務処理に努める。

監査対象機関名	医 務 課 (地域医療体制整備室)
監査執行年月日	平成27年 7月 3日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。(看護師等修学資金貸付金)	債権者に対し、電話による催促、督促状の送付等を行い、引き続き、収入未済の解消に努める。
② 備品(公用車)の売却に係る収入科目を誤っているもの、また、リサイクル料金相当額の支払いを受けていないものがあった。	リサイクル料については、指摘後、速やかに売却先に納付書を送り、納入を受けた。 今後は、備品売却に係る収入について、適切な事務執行に努める。

<p>③ 入札保証金を納入させていないもの、また、契約保証金の受入で遅延しているものがあった。</p>	<p>契約後に会計課の指摘を受け、直ちに相手方に契約保証金の納入を依頼し、納入を受けた。</p> <p>今後は、佐賀県財務規則に則り適切な事務処理に努める。</p>
<p>④ 公用車に損害を与えているものがあった。</p>	<p>職員に対して、安全運転について注意喚起を行い、安全運転の励行を徹底した。</p>

<p>監査対象機関名</p>	<p>健康増進課</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成27年 6月23日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>① 契約書に契約者(所属長)の押印がないものがあった。</p> <p>② 業務委託で、検収が不十分なまま完了確認を行い、その後の修正等に時間を要したことで委託料の支出が遅延しているものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>指摘後、速やかに契約書に所属長印を押印した。</p> <p>今後は、適切な契約事務の執行に努める。</p> <p>今後は成果品の検収を十分に行うとともに、適切な事務処理に努める。</p>

<p>監査対象機関名</p>	<p>薬務課</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成27年 6月17日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>① 報償費の返納に伴う、所得税の返納処理で遅延しているものがあった。</p> <p><b>(改善を指示した所属： 薬務課及び出納局会計課)</b></p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【薬務課】</b> 指摘後、速やかに事務処理を行った。 今後は、適切な事務執行に努める。</p> <p><b>【出納局会計課】</b> 指摘後、速やかに公金振替により返納処理を行った。</p>

【農林水産商工本部 各課・現地機関】

監査対象機関名	有田焼創業400年事業推進グループ
監査執行年月日	平成27年 6月26日
(監査の結果) ① 公用車に損害を与えているものがあつた。(2件、うち1件は交通事故)	(措置の内容) 安全運転及び公用車の適切な管理について職員へ注意喚起を行った。 今後も交通安全の励行を徹底し、事故防止に努める。

監査対象機関名	新産業・基礎科学課
監査執行年月日	平成27年 7月 2日
(監査の結果) ① 公用車に損害を与えているものがあつた。(2件 交通事故)	(措置の内容) 安全運転及び公用車の適切な管理について職員へ注意喚起を行った。 今後も交通安全の励行を徹底し、事故防止に努める。

監査対象機関名	雇用労働課
監査執行年月日	平成27年 7月 7日
(監査の結果) ① 契約書で、収入印紙が貼付されていないものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、速やかに受託業者に収入印紙を貼付させ、確認を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	商工課
監査執行年月日	平成27年 7月 7日
(監査の結果) ① 収入未済があつた。(小規模企業者等設備導入等事業支援貸付金、弁償金)	(措置の内容) (小規模企業者等設備導入等事業支援貸付金) 延滞先については、主債務者のほか、連帯保証人や相続人に対し、訪問や電話等により償還を求めるとともに、定期的な償還、償還額の増額についても要請している。 また、担保物件について、任意での売却が

	<p>進まない場合には、担保権に基づき競売手続を進めている。</p> <p>一方、延滞先ではないものの、約定償還の条件変更を行っている貸付先については、経営状況の把握に努めるとともに、経営改善に向けた指導を行っている。</p> <p>今後も、引き続き、債権の適切な管理と実効性のある債権回収に取り組みながら、新たな収入未済の発生防止や収入未済額の解消に努める。</p> <p>(弁償金)</p> <p>これまで、民事執行法に基づく財産開示手続等により、各債務者の資産調査を行ったが、いずれの債務者も、その保有する資産が債権額に比して著しく少ないため、一括納付が困難状況である。このため、今後も引き続き、債務者の生活状況などに応じた分割納付を求めていくことにより、収入未済額の解消に努める。</p>
--	--

監 査 対 象 機 関 名	産 業 技 術 学 院
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 7 年 4 月 9 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 棄却処分した重要物品で財務経営システムへの入力漏れしているものがあった。	指摘後、速やかに財務経営システムへの入力を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	農 業 試 験 研 究 セ ン タ ー
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 7 年 4 月 1 5 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 支出事務で、重複して支払っているものがあった。	支払の二重払いについては、今後このような誤りがないように、チェック体制を強化するなど、適正な事務執行に努める。

監査対象機関名	農業大 学 校
監査執行年月日	平成27年 4月24日
(監査の結果) ① 生産物の受入、売却及び廃棄処分に関する事務手続きで、適正でないものがあった。 <b>(改善を指示した所属： 農業試験研究センター)</b>	(措置の内容) <b>【農業試験研究センター】</b> 生産物出納・処分簿への記帳については、今後適正に記帳するよう努める。

監査対象機関名	果 樹 試 験 場
監査執行年月日	平成27年 4月 7日
(監査の結果) ① 領収証書の発行事務で適正でないものがあつた。	(措置の内容) 今後は、佐賀県財務規則等に基づき、適正な事務執行に努める。
② 支出事務で、債権者を誤っているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 備品で、返納手続き、不用の決定及び処分決定をしないまま、棄却処分をしているものがあつた。	今後は、佐賀県財務規則等に基づき、適正な事務執行に努める。
④ 物品で、需用品等出納・供用簿に記載していないものがあつた。	指摘後、速やかに需用品等出納・供用簿への記載を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
⑤ 公用車に損害を与えているものがあつた。	安全運転及び公用車の適切な管理について職員へ注意喚起を行った。 今後も交通安全の励行を徹底し、事故防止に努める。

監査対象機関名	茶 業 試 験 場
監査執行年月日	平成27年 5月 8日
(監査の結果) ① 契約書に契約者（所属長）の押印がないものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、速やかに契約書に所属長印を押印した。 今後は、適正な事務執行に努める。

監査対象機関名	畜産試験場
監査執行年月日	平成27年 5月 8日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 使用料収入で、予算措置を行っていないものがあつた。	今後は、適正な予算措置に努める。
② 設計・監理委託で、設計に係る成果物の検査を監理業務の完了検査と同時に行っているものがあつた。	設計業務の完了検査と監理業務の完了検査については、今後、適正な事務執行に努める。
③ 石綿含有スレートの撤去に係る工事の管理で適正でないものがあつた。	石綿含有スレートの撤去にあたっては、今後、事業関係者と十分協議し、適正な工事執行に努める。

監査対象機関名	西部家畜保健衛生所
監査執行年月日	平成27年 5月12日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 公用車に損害を与えているものがあつた。(2件)	安全運転及び公用車の適切な運用管理について職員へ注意喚起を行った。 今後も交通安全の励行を徹底し、事故防止に努める。

監査対象機関名	玄海水産振興センター
監査執行年月日	平成27年 4月 7日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 工事の事前調査で不十分なものがあつた。	工事の実施にあたっては、今後、予算要求や工事起工時に、所要の手続きが行われているかの確認を確実にを行うなど、適正な事務執行に努める。

監査対象機関名	有明水産振興センター
監査執行年月日	平成27年 4月 7日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 契約書に契約者(所属長)の押印がないものがあつた。	指摘後、速やかに契約書に所属長印を押印するとともに、契約の相手方に所属長印が押印してあることを確認した。 今後は、このようなことがないよう、適正な契約事務の執行に努める。



監査対象機関名	林業試験場
監査執行年月日	平成27年 4月 7日
(監査の結果) ① 公用車に損害を与え、また、亡失・損傷届を提出していないものがあった。	(措置の内容) 職員に対して、公用車の運転に際しては、交通法規を遵守するとともに、正しい交通マナーを実践し、交通安全に努めるよう周知徹底を図った。 亡失・損傷届については、指摘を受け速やかに提出を行ったところであり、今後、適正な事務執行に努める。

監査対象機関名	東部工業用水道管理事務所
監査執行年月日	平成27年 5月26日
(監査の結果) ① 公用車に損害を与えているものがあった。	(措置の内容) 安全運転及び公用車の適切な管理について職員へ注意喚起を行った。 今後も交通安全の励行を徹底し事故防止に努める。

【国際・観光部 各課】

監 査 対 象 機 関 名	国 際 戦 略 グ ル ー プ
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 7 年 6 月 1 8 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 支出負担行為で、遅延しているものがあった。	事務手続きの進捗管理を徹底することにより、適正な時期に契約を締結するよう努める。
② 入札保証金から契約保証金への公金振替で遅延しているものがあった。	入札契約に係る制度を所属職員に周知徹底し、適正な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	国 際 経 済 ・ 交 流 課
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 7 年 7 月 1 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 支出負担行為で、遅延しているものがあった。	今後は、速やかに支出負担行為を発議し、適正な事務処理に努める。

【生産振興部 各課】

監査対象機関名	生産者支援課
監査執行年月日	平成27年 7月 2日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。(農業改良資金貸付金、林業改善資金貸付金)	農業改良資金、林業改善資金の収入未済額の解消については、債務者及び連帯保証人との面談等を通じ、現況把握と分割納入などによる償還催促を行うとともに、佐賀県信用農業協同組合連合会、佐賀県森林組合連合会及び地区農業協同組合、地区森林組合等関係機関と連携を図り、今後とも収入未済額の解消に努める。
② 契約書に定める監督員の決定及び通知をしていないものがあった。	今後は課内のチェックを強化し、適正な事務執行に努める。
③ 公用車に損害を与えているものがあった。(2件)	朝礼等の機会を捉え、安全運転及び公用車の適切な管理について、職員へ注意喚起を行った。 今後も交通安全の励行を徹底し、再発防止に努める。

監査対象機関名	農 産 課
監査執行年月日	平成27年 7月 7日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 補助金の年度繰越に伴う実績報告書の提出を受けていないものがあった。	補助金の年度繰越に伴う実績報告について、今後、適正な事務処理に努める。
② 国庫補助金で、一般会計から基金への積み立てが遅れているものがあった。	今後は、このようなことがないように、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	畜 産 課
監査執行年月日	平成27年 7月 9日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 契約書に収入印紙が貼付されていないもの、また、契約相手方の割印がないものがあった。	指摘後、速やかに相手方に収入印紙の貼付が必要である旨の説明を行い、印紙を貼付させるとともに、契約書に割印をさせた。 今後は適正な事務処理に努める。

② 入札保証金から契約保証金への公金振替で遅延しているものがあつた。	今後は、佐賀県財務規則を遵守するとともに、遅延とならないよう、課内職員に周知徹底し、適正な事務処理に努める。
------------------------------------	--

監査対象機関名	水産課
監査執行年月日	平成27年 6月15日
(監査の結果) ① 契約保証金の還付手続きで適正でないものがあつた。	(措置の内容) 契約保証金の還付手続きにあたっては、佐賀県財務規則の規定に基づき、適正な事務執行に努める。

監査対象機関名	林業課
監査執行年月日	平成27年 7月 1日
(監査の結果) ① 袋とじをしていない契約書で、契約者(所属長)の割印がないものがあつた。	(措置の内容) 同様の事例が生じないように、職員に周知徹底を図つた。 今後は、適正な事務処理に努める。

【県土づくり本部 各課】

監査対象機関名	農山漁村課
監査執行年月日	平成27年 7月10日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 工事で、特記仕様書に一部既設の施設を再利用することとしていたが、設計に際し再利用が可能か十分な調査を行っていなかったことで設計変更となっているものがあった。	今後、工事発注の際においては、既設施設を再利用することが可能か十分な現地調査を行い、再発防止に努める。

監査対象機関名	建築住宅課 (施設整備室)
監査執行年月日	平成27年 7月14日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。(住宅使用料、弁償金)	指定管理者との連携を密にして、滞納者の納入指導に努めるとともに、滞納者の状況を的確に把握し、悪質な滞納者に対しては、法的措置を適切に行うこと等により、今後とも、収入未済の解消に努めていく。
② 公用車に損害を与えているものがあった。(交通事故)	安全運転及び公用車の適切な管理について職員に注意喚起を行った。 今後とも、交通安全の励行を徹底し、事故防止に努める。
③ 委託料の積算基準・要領について検討を要するものがあった。	当該業務委託は、昨年度から運用を開始したものであり、必要がある場合は、精査の上、見直しを検討したい。

監査対象機関名	河川砂防課 (水資源調整室)
監査執行年月日	平成27年 7月 7日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 契約書で、契約者(所属長)の押印がないものがあった。	指摘後、速やかに契約書に押印した。 今後は、チェック体制を強化し再発防止に努める。

監査対象機関名	森林整備課
監査執行年月日	平成27年 7月10日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 財産台帳（土地）で、地積訂正が遅延しているもの、また、土地の価格の記載がないものがあった。	<p>地籍等の変更が生じた場合は、速やかに財務経営システムに訂正の入力を行うこととし、今後、このようなことがないように適正な事務処理に努める。</p> <p>また、土地の価格の記載がないものについては、今後、資産活用課と協議しながら適切に対処したい。</p>
② 貸付物品で、財務経営システムに入力していないものがあった。	<p>指摘後、速やかに財務経営システムへの入力を行った。</p> <p>今後、このようなことがないように適正な事務処理に努める。</p>

【交通政策部 各課】

監査対象機関名	空 港 課
監査執行年月日	平成27年 7月14日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 証紙収入の報告で、誤っているものがあった。	指摘後、速やかに修正報告を行った。 今後、このようなことがないように適正な事務処理に努める。
② 公用車に損害を与えているものがあった。	安全運転及び公用車の適切な管理について職員に注意喚起を行った。 今後とも、交通安全の励行を徹底し、事故防止に努める。

監査対象機関名	港 湾 課
監査執行年月日	平成27年 7月 9日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 整理支出負担行為で、遅延しているものがあった。	今後、このようなことがないように適正な事務処理に努める。
② 公用車に損害を与えているものがあった。	安全運転及び公用車の適切な管理について職員に注意喚起を行った。 今後とも、交通安全の励行を徹底し、事故防止に努める。

【経営支援本部 各課・現地機関】

監査対象機関名	資産活用課
監査執行年月日	平成27年 7月10日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 備品で現物確認を行っていないものがあった。	指摘後、速やかに現物確認を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 財産台帳（建物・工作物）の履歴台帳で、記載漏れがあった。	指摘後、履歴の整理を行っており、今年度中に終了する。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	職員課
監査執行年月日	平成27年 7月15日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。（退職手当返納金）	今後も、債務者の状況把握を行い、引き続き収入未済額の解消に努める。
② 資金前渡の支出手続き及び精算で適正でないものがあった。 <b>(改善を指示した所属：職員課及び出納局会計課)</b>	<b>【職員課】</b> 今後は、適正な事務処理に努める。 <b>【出納局会計課】</b> 今後は、財務規則の規定を遵守し、再発の防止に努める。

監査対象機関名	税務課
監査執行年月日	平成27年 7月15日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 契約書で、収入印紙が貼付されていないものがあった。	収入印紙が未貼付であった契約書については、印紙税法に基づく額の印紙を貼付させた。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 自動車税の課税免除要件について、検討を要するものがあった。	日数又は走行キロ数の対象期間の規定を設けることとした。



監査対象機関名	市 町 村 課
監査執行年月日	平成27年 6月 8日
(監査の結果) ① 契約書に定める業務実績簿の提出を受けていないものがあった。	(措置の内容) 今後は、委託業者に業務実績簿を提出させ、適切な事務処理に努める。

監査対象機関名	佐賀県税事務所
監査執行年月日	平成27年 6月30日
(監査の結果) ① 収入未済があった。(個人県民税 ほか)	(措置の内容) 平成26年度末における収入未済額は、前年度末に比べ縮減した。 引き続き、債務者への完済の働きかけや預貯金等の差押など、滞納処分を的確に行い、収入未済の解消に努める。 また、個人県民税は、市町長が賦課徴収することとなっているが、地方税法第48条による直接徴収等により、市町の支援に努める。
② 業務委託の報告書で適正でないものがあった。	適正な報告を行うよう受託業者に求めた。
③ 備品で、返納手続き、不用の決定及び処分をしないまま、棄却処分をしているものがあった。	指摘後、亡失の手続きを行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
④ 公用車に損害を与えているものがあった。(2件、うち1件は交通事故)	交通事故の防止については、折に触れ注意を喚起している。今後も、従来に増して注意喚起を行うなど、さらなる交通安全意識の向上と事故防止の徹底に努める。

監査対象機関名	唐津県税事務所
監査執行年月日	平成27年 6月29日
(監査の結果) ① 収入未済があった。(個人県民税 ほか)	(措置の内容) 平成26年度末における収入未済額は、前年度末に比べ48,367千円縮減した。 引き続き、預貯金額等の差押など滞納処分を的確に行い、収入未済の解消に努める。

監査対象機関名	武雄県税事務所
監査執行年月日	平成27年 6月26日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。(個人県民税 ほか)	個人県民税を除く平成 26 年度末における収入未済額は、前年度末に比べ 15,818 千円縮減した。 引き続き、預貯金等の差押など滞納処分を的確に行い、収入未済の解消に努める。 個人県民税は、市町長が賦課徴収することとなっているが、地方税法第 48 条による直接徴収等により、市町の支援に努める。
② 契約書に定める業務責任者氏名等の通知を受けていないものがあつた。	今後は、契約書に定める通知を提出させ、適正な事務処理に努める。
③ 産業廃棄物収集・運搬等の委託で、産業廃棄物管理票を交付していないものがあつた。	指摘後、速やかに当該産業廃棄物の管理票を交付し、委託業者に管理票を提出させた。 今後は、適正な事務処理に努める。

【出納局 各課】

監査対象機関名	総務事務センター
監査執行年月日	平成27年 7月 6日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 入札保証金を歳入歳出外現金へ受け入れず落札者に返金しているものがあつた。	今後は財務規則の規定を遵守し、適切な事務の執行に努める。

【教育委員会所管の各課】

監査対象機関名	教職員課
監査執行年月日	平成27年 6月15日
(監査の結果) ① 契約書で、消費税額及び地方消費税額の記載を誤っているものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、速やかに当該契約書について、消費税額及び地方消費税額の修正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	学校教育課 (保健体育室) (人権・同和教育室)
監査執行年月日	平成27年 6月19日
(監査の結果) ② 支出負担行為で、遅延しているものがあつた。	(措置の内容) 今後は、支出負担行為が遅延しないよう、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	文化財課
監査執行年月日	平成27年 6月10日
(監査の結果) ① 物品売払い事務で、適正でないものがあつた。 (改善を指示した所属：博物館・美術館、文化財課及び出納局会計課)	(措置の内容) <b>【博物館・美術館】</b> 平成27年4月に文化財課から博物館に移管された吉野ヶ里遺跡展示室の物品売払い事務について、前年度末及び今年度当初の事務処理で、収入年度及び調定・収入所属、領収証書の発行所属を誤っていたもので、指摘を受けて速やかに年度及び所属更正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める <b>【文化財課】</b> 指摘後、速やかに収入更正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。 <b>【出納局会計課】</b> 領収証書の発行について、今後適切な事務指導及び執行に努める。

監 査 対 象 機 関 名	教 育 支 援 課
監 査 執 行 年 月 日	平成27年 6月15日
(監査の結果) ① 収入未済があった。(佐賀県育英資金貸付金)	(措置の内容) 滞納者に対しては、徴収担当職員を配置し、電話・文書等により継続的な返還指導を行っている。 また、平成20年度から未収債権の一部について、サービサー（債権回収会社）に債権管理回収業務の委託を行っているが、委託対象債権について、収入未済が増大、長期化する前に委託する（半年以上納付がない者、未収額が増加している者を中心に選定）などして収入未済の解消に努める。 なお、返還の際の利便性向上のため、口座振替、月賦返還、コンビニ収納を導入しており、今後とも、この利用拡大に努めることや貸与中から返還に対する意識を高めるなどして、新たな滞納の発生防止に努める。

【公安委員会所管の警察本部】

監査対象機関名	警察本部
監査執行年月日	平成27年 7月 2日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 工事請負契約で契約保証に係る履行保証保険の保険期間が、契約期間よりも短いものがあった。	契約締結前の書類の確認を徹底する。
② 設計意図伝達業務委託について検討を要するものがあった。 <b>(検討を指示した所属：建築住宅課及び警察本部)</b>	<p><b>【建築住宅課】</b> 設計意図伝達業務は設計意図を正確、かつ、適切に施工業者等に伝える業務であり、図面等の設計図書に明示困難な新築工事や、構造耐力上主要な部分の改修を伴う大規模改修などの工事の場合に必要となるものである。 今後も佐賀県建設工事監理等業務委託マニュアルに基づき、適切な事務執行に努めるとともに、業務委託の内容を精査していく。また、業務報告書には、具体的な記載をするよう受託業者に対し、指示、指導していきたい。</p> <p><b>【警察本部】</b> 設計意図伝達業務の委託が見込まれる場合には、建築住宅課と協議するなどして、適切な発注に努める。 また、設計意図の伝達内容等が業務報告書に具体的に記載されているか確認を徹底する。</p>

【その他の委員会等所管の事務局】

監査対象機関名	議会事務局
監査執行年月日	平成27年 7月 3日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 検査完了後の支出が遅延しているものがあった。	今後は、契約内容の進捗管理を確実にを行い、適正な事務処理に努める。
② 重要物品を一般備品として財務経営システムに登録しているものがあった。	今後は、佐賀県財務規則を遵守し、適正な事務処理に努める。